

令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託 仕様書

1 業務名

令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託

2 業務目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れる多くの訪日外国人旅行者は、熊野古道を歩くことを大きな魅力としており、交通拠点から熊野古道のウォーキングポイントまでを結ぶ二次交通の利便性の向上は極めて重要な要素となる。

令和2年度に県域を越えた交通事業者、自治体及びDMO等で構成する「紀伊半島外国人観光客受入推進協議会」を設立し、訪日外国人旅行者の二次交通を活用したストレスフリーな移動環境の向上のため、二次交通案内情報の多言語整備に取り組んでいる。

令和3年度も、アフターコロナにおける訪日外国人旅行者の二次交通を活用した周遊を促進するために継続して整備を進めていき、整備結果をとりまとめた報告書を作成して、令和4年度以降も取り組んでいくべき課題を年度内に整理する。

また、地域の交通事業者の整備方針となる共通整備ガイドも併せて作成することで、交通事業者自身による整備の自走化も促すことを目的として本事業を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務概要

（1）二次交通部会の会議運営

有識者を招き、訪日外国人旅行者の移動環境向上を検討する二次交通部会を紀南地域で開催（年2回）するため、部会当日までの部会資料の作成及び印刷、部会当日の会場設営及び現状復帰、部会後の議事録の作成等の部会運営業務を実施すること。

なお、第1回部会は令和3年8～9月に、第2回部会は令和4年2～3月にそれぞれ開催を予定している。

（2）事業実施報告書及び共通整備ガイドの制作

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会の令和3年度事業の報告書を委託者の指示によって作成すること。なお、案内表示・バス停の各整備項目については、事業前後の比較写真を盛り込むことによって分かりやすい報告書とすること。校正は3回以上実施することとする。

また、上記二次交通部会での検討結果を踏まえ、令和3年度の共通整備ガイドを作成すること。校正は3回以上実施することとする。

5 成果品

（1）提出書類

上記の業務内容4.（2）について、以下のとおり指定した部数の印刷物及び Adobe Illustrator データ（再編集可能なデータ）及び PDF データを収録した DVD-R を5枚作成の上、委託者あて提出すること。

なお、提出書類の体裁、とりまとめ方法等については、委託者が指示する方法によることとする。

- ・「事業実施報告書」(A4判、カラー、簡易製本) 25部
- ・「共通整備ガイド」(A4判、カラー、簡易製本) 25部
- ・「事業実施報告書」の電子データ(CD-R又はDVD-R) 2枚
- ・「共通整備ガイド」の電子データ(CD-R又はDVD-R) 2枚

(2) 提出先

担当者：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

住 所：〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内

6 その他

(1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

(2) 既存データを除き、業務を遂行する上で必要な資料、画像等は原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、委託者委託者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等に当たっては関係市町村等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。

(3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

(4) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)、所有権等その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(5) 受託者は著作権人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

(6) 成果品は委託者が自由に二次使用(再編集を含む印刷物の制作等)できるものとする。

(7) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

(8) 受託者は本事業公募に係る全ての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(9) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定するものとする。

(10) 本業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。

7 その他

(1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、委託者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定すること。

(3) 本業務により制作された成果品の著作権は、委託者に帰属すること。

(4) 本業務により、知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。

(5) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。

以上